



## 市・県民税 申告相談日程表

受付時間 午前9時～午後3時（市役所8階は午後4時まで）

◎小手指まちづくりセンターは設備工事のため、小手指公民館分館で実施します。

受付日	会場	対象地域
2月15日(木)	松井まちづくりセンター	下安松・牛沼
16日(金)		上安松・くすのき台1～3丁目
18日(日)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方
19日(月)	新所沢まちづくりセンター	泉町・向陽町・青葉台・櫻町
20日(火)		緑町1～4丁目・けやき台1～2丁目
21日(水)	富岡まちづくりセンター	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目
22日(木)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘1～6丁目
23日(金)		和ヶ原1丁目・狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
25日(日)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方
26日(月)	山口まちづくりセンター	山口1～999番地・小手指台
27日(火)		山口1000番地以降・上山口
28日(水)	吾妻まちづくりセンター	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481～620番地除く)
3月1日(木)	三ヶ島まちづくりセンター	西狭山ヶ丘1～2丁目・和ヶ原2～3丁目
2日(金)		三ヶ島1～5丁目・林1～3丁目・糎谷・堀之内

受付日	会場	対象地域
3月5日(月)		小手指南1～6丁目・小手指元町1～3丁目
6日(火)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北中1丁目・北野新町1～2丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目
7日(水)	柳瀬まちづくりセンター	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目・松郷
8日(木)		日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
9日(金)		北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米481～620番地・西新井町・東新井町・こぶし町
12日(月)	市役所8階	弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・上新井1～5丁目
13日(火)		大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目・中富南1～4丁目・北原町・若松町・下新井
14日(水)		指定相談日に都合がつかない方
15日(木)		指定相談日に都合がつかない方

### 3 申告の持ち物をチェック！

税の申告には、下記のものが必要です。  
該当するものをそろえて、申告会場に向かいましょう。

CHECK

申告書（市や税務署から届いたもの）  
※届いていない場合は申告会場入手可能

印鑑（認め印）

収入が分かるもの  
▶ 給与の源泉徴収票  
▶ 年金の源泉徴収票  
▶ 営業所得・不動産所得の帳簿など

控除が分かるもの  
▶ 社会保険料の領収書（国民健康保険・国民年金など）  
▶ 生命保険・地震保険の控除証明書  
※加入する保険会社から送付  
▶ 障害者手帳  
▶ 医療費の明細書/医療費のお知らせ/医療費の領収書  
※事前に合計額と保険金などで補てんされる金額を計算。医療費控除の特例を適用する場合は、健診や予防接種などの領収書・結果通知表などを持参。また、今回から医療費のお知らせを添付すると、医療費の明細書の記入が省略可能

マイナンバーが分かるもの  
次の全てが必要です。  
①番号確認書類  
本人のマイナンバーカード、通知カードなど  
※扶養親族の確認書類は不要ですが、申告書にマイナンバーの記入が必要  
②身元確認書類  
本人（代理人申告の場合は代理人）の顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など）  
※本人申告の場合のみ、健康保険証も使用可能  
③代理権確認書類（代理人申告の場合のみ）  
委任状、本人の公的身分証明書など

こちらも  
チェック！

### 税理士による無料税務相談

- 日2月1日(木)～15日(土)（土・日曜、祝日除く）
- 場市内各税理士事務所
- 対平成29年の収入が600万円以下で、▶収入が年金のみの方▶給与所得者で医療費控除を受けたい方▶年の途中で就・退職し、年末調整していない方
- 申問関東信越税理士会所沢支部 ☎2993-0822に電話（午前10時～正午、午後2時～4時）

#### 1月中に郵送します

受給者に対し、日本年金機構が郵送します。  
非課税である遺族・障害年金に対しては郵送しません。  
問▶ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
▶所沢年金事務所 ☎2998-0170

#### 1月末に郵送します

平成29年中に支払った所沢市の①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料の額を記載した「納付額のお知らせ」を郵送します。  
①は世帯主宛てに郵送します。なお、納付方法が「特別徴収」とある項目は、本人のみ控除として申告できます。  
問  
▶①の納付…収税課 ☎2998-9073  
▶①の課税…国民健康保険課 ☎2998-9131  
▶②…後期高齢者医療担当 ☎2998-9218  
▶③…介護保険課 ☎2998-9420

#### 障害者控除が申告可能

市が発行する認定書で障害者控除が申告できます。  
対身体障害者手帳を持っていない65歳以上の方で、平成29年12月31日現在、  
▶要介護1～5▶6カ月以上の常時寝たきり▶認知症で、身体障害者と同様の生活上の支障が認められる  
問高齢者支援課 ☎2998-9120

#### 医療費控除に使用可能

1月末に郵送します  
国民健康保険加入者に対し、平成29年1～9月診療分の「医療費のお知らせ」を国民健康保険課が郵送します。10～12月診療分は、今までどおり領収書（原本）を添付してください。  
問国民健康保険課 ☎2998-9131

#### 介護サービス利用料も一部対象

介護サービス（予防サービス・総合事業サービス含む）の領収書に「医療費控除対象額」の記載がある場合は、通常の医療費に合算できます。高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険低所得者助成金を受け取った場合は、保険給付額に計上してください。  
問介護保険課 ☎2998-9420